

広 報

2022年8・9月合併号

編集委員 江村公良 南出美佐 前原直之 伊原孝子 佐藤栄輔

※10月のレセプト提出日は 10月6日（木）です

返戻を含む紙レセプト、猶予期間のフロッピーの提出はこの日をお願いいたします。
従来お願いしておりました、処方箋受付枚数・広域医療機関受付枚数の報告は終了となりました。
今までご協力ありがとうございました。

※自治指導にご協力ください

薬と健康の週間（10月17日～23日）を含む10月～11月に、自治指導員が巡回訪問しますので、自主点検表のご記入等ご協力ください。薬機法の改訂により内容も改正されていますので、業務手順書の改訂年月日等もご確認の上ご記入をお願いします。

※別添の「豊島区薬業協同組合」の広報もご覧ください

事業者用ごみ処理券の販売の案内もぜひご覧ください。

都薬関連およびその他の重要な連絡事項など

1) 令和4年度かかりつけ薬剤師研修会の開催について

本年度もかかりつけ薬剤師研修会が次のとおり開催されます。

23回目の開催となる今回は、本年度の東京都薬剤師会活動テーマ「更なる地域貢献を目指して～生涯学修に取り組もう～」の実現に向け、日常業務の中で最も身近な疾患のひとつである『糖尿病』について、疾患の基礎から多職種連携の極意まで学べる内容を予定しております。

開催日：令和4年11月13日（日）12:30-16:00

開催方法：集合・配信ハイブリッド開催

開催場所：sola city Hall（別紙参照）

（千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ2階）

申込方法：都薬ホームページより期間を含めてお知らせいたします。

(<https://www.toyaku.or.jp/>)

※東京都薬剤師会認定基準薬局の認定のための研修会の1つです。

※東京都薬剤師会研修単位：2単位（予定）

※受講料：無料

※今後の感染状況によっては開催方法を変更することがございます。ご了承ください。

2) 令和4年度薬局製剤研修会のご案内

既にご案内のとおり、標記研修会の申し込みが開始されております。

都薬雑誌「薬局製剤で起こす薬局革命」の連載終了後、薬局製剤を始めるにあたって必要な手続き、また実際の製造まで学べる場として、今年6月に第1回薬局製剤研修会が開催されました。予想を上回る申込みがありましたので、前回残念ながら参加できなかった方に向けて追加開催されることとなりました。

更なる地域貢献を目指す先生方、またこれから薬局製剤の取扱いを始めたいとお考えの先生方はぜひご受講いただくようお願いいたします。

日時（申込期間）：

第2回 令和4年10月15日（土）（9月16日（金）～10月7日（金）：受付中）

第3回 令和4年11月12日（土）（10月17日（月）～11月4日（金））

第4回 令和4年12月17日（土）（11月21日（月）～12月9日（金））

各日 17:00-19:45（受付開始 16:30）

※当日は班に分かれて実習を行っていただきます。

※実習参加される前に、11/1よりスタート予定の東京都薬剤師会 e-ラーニングシステムにて下記講義を受講ください。

（第2回の受講者につきましては、実習後に受講方法をご案内いたします）

内 容：実習）「作ってみよう薬局製剤」

薬局製剤製造指針に基づき、3種類の薬局製剤の調製を実際に体験いただきます

講義）オンデマンドでの受講

「薬局製剤と薬機法」

「製剤学の観点から見た薬局製剤」及び「感冒症状における薬局製剤」他

※受講方法は後日参加者の方にご連絡いたします

場 所：東京都薬剤師会館

受講料：8,000円 会員：1,000円 会員薬局勤務の薬剤師：3,000円

※別途材料費1,000円がかかります

定 員：各回36名（定員に達し次第締切）

申込方法：

（1）以下の必要事項を本文に記入し、上記受付期間中に「yakkyoku-seizai@toyaku.or.jp」までメールにてお申込みください。

必要事項：①氏名（フリガナ）、②性別、③生年月日、④薬剤師名簿登録番号、

⑤会員／非会員の別（会員の場合は会員番号）、⑥勤務先名、

⑦連絡先（勤務先、自宅もしくは携帯のいずれに該当するか明記）、

⑧メールアドレス（受講票及び講義受講用URLをお送りします）

（2）受付後、東京都薬剤師会事務局から受講料及び入金方法をお知らせいたしますので、期日までにご入金をお願いします。ご入金を確認でき次第、受講票を送付いたします。

◎当日の持ち物：受講票、白衣、筆記用具

◎東京都薬剤師会研修認定単位：2単位（予定）（実習1単位、講義1単位）

講義部分の1単位については受講確認後郵送させていただきます。

※今後の感染状況によっては開催方法を変更することがございます。ご了承ください。

3) 医療機関受診勧奨通知（生活習慣病治療中断者）の送付に伴う事業の周知について

東京都後期高齢者医療広域連合が、生活習慣病の重症化予防や健康寿命の延伸を図るため、医療機関への受診勧奨事業（生活習慣病治療中断者）について、別紙のとおり実施されます。対象患者からの相談等がある可能性がありますのでご承知おきください。

4) 「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧について」の一部改正および研修会開催要領の改定について

緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局を確認する際の利便性の観点から、同通知が改正されました。一覧が薬局ごとの情報に整理されたことに伴い、変更届の様式を変更し、提出者を「研修修了者」から「薬局」に変更するとともに提出先を「研修修了県」から「薬局所在県」に変更するものです。

同通知の改正に伴い、日本薬剤師会は、都道府県薬剤師会においてオンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会の開催要領、Q&A を改定するとともに、追加資料を作成いたしましたのであわせてお知らせいたします。

<https://www.nichiyaku.or.jp/pharmacy-info/online/index.html>

5) 重篤副作用疾患別対応マニュアル周知に関する調査ご協力のお願い

標記について、一般社団法人日本病院薬剤師会より、アンケートへの協力依頼がありました。回答期限は10月16日までとなっております。次のURLよりご回答いただきますようお願いいたします。

アンケート調査回答はこちらからお願いします。

↓ ↓

(<https://jshp.info/kakenanq2022/>)

日本病院薬剤師会>日病薬関係>厚生労働省委託事業
>重篤副作用疾患別対応マニュアルの周知に関する調査ご協力のお願い

(参考)

※重篤副作用疾患別対応マニュアル紹介動画

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/adr-info/manuals-for-public/0003.html>

PMDA ホームページ>安全対策業務>情報提供業務>医薬品>副作用等情報
>重篤副作用疾患別対応マニュアル（患者・一般の方向け）
>重篤副作用疾患別対応マニュアルとは？

※重篤副作用疾患別対応マニュアル（医療関係者向け）

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/adr-info/manuals-for-hc-pro/0001.html>

PMDA ホームページ>安全対策業務>情報提供業務>医薬品>副作用等
>情報重篤副作用疾患別対応マニュアル（医療関係者向け）

豊島区薬剤師会からの連絡事項

1) 令和4年度 公益社団法人豊島区薬剤師会 職掌分担表

9 月度理事会において、令和4年度の職掌分担が決まりましたのでお知らせいたします。

令和4年度 公益社団法人豊島区薬剤師会 職掌分担表				
	担当 副会長	事業内容	主担当	担当
会長 学術・D I 担当	佐藤 伊原	関係行政機関に対する協力事業	佐野	
		他地区薬剤師会との協力事業	佐野	
		都立大塚病院医療連携研修会	佐藤	
		基準薬局中央研修会	佐藤	事務局
		薬学講習会	佐藤	事務局
		地区研修会	佐藤	小林 前原
		日薬学術大会	林	元谷 事務局
		薬学実習生受入	田崎	原嶋 岩本 原田
		薬剤師研修会	南出	佐藤 黒須
		学術勉強会	佐藤	江村 南出
		OTC研究会	佐藤	田崎 内山 毛塚 原田
		公開講座	伊原	林 元谷
		デッドストック掲示板	佐藤	黒須 南出 林
防災・公衆衛生担当	伊原	災害医療	田崎	佐野 江村 伊原 藤平
		薬と健康の週間	田崎	伊原 黒須 前原 毛塚 事務局
		健康展	田崎	伊原 黒須 前原 毛塚 事務局
		ゲートキーパー研修会	南出	伊原 林
		指定感染症対策（DOTS）	河添	
		新型インフルエンザ対策	伊原	佐野 江村 内山 原田
		注射針回収	伊原	事務局
		薬物乱用防止	林	佐野 元谷
		井戸水検査	伊原	事務局
		計画的医薬品試験検査	伊原	事務局
地域医療担当	伊原	薬薬連携	内山	佐野 佐藤 伊原 南出 小林 原田 北川 藤平
		都立大塚病院運営委員会	佐野	
		日大板橋病院薬薬連携協議会	小林	佐野 佐藤 伊原
		ジェネリック医薬品	田崎	事務局
		かかりつけ薬局	南出	伊原
		四師会	田崎	江村 小林
		医療・介護連携	小林	伊原 江村 田崎 南出 黒須 原嶋 原田 北川 藤平
総務・会計担当	江村	処方箋破棄	原嶋	事務局
		お薬手帳	原嶋	事務局
		幹旋書籍	江村	事務局
		診療報酬請求用紙・認定薬剤師手帳等販売	江村	事務局
		ホームページ作成	黒須	
		広報作成	南出	江村 前原 伊原 佐藤
		会員薬局マップ	原嶋	事務局
		新年会	伊原	元谷
		レクリエーション	元谷	伊原
保険担当	江村	自治指導	伊原	江村 北川
		保険講習会・レセプト提出	前原	元谷 原嶋 黒須 北川
		社会保険地区指導者会議	前原	原嶋 北川
		保険情報提供	前原	原嶋 北川
池袋あうる薬局担当	佐藤	高度管理医療機器	佐藤	運営委員会
		共同利用医療機器	佐藤	運営委員会
		薬品・医療機器等の情報収集	佐藤	運営委員会
		地域の健康状態・罹患傾向の把握	佐藤	運営委員会
		医療提供ネットワーク	佐藤	運営委員会
		医薬品・情報管理センター	佐藤	運営委員会
		休日診療の維持運営	佐藤	運営委員会
		平日調剤業務	佐藤	運営委員会
		麻薬ネットワーク	佐藤	事務局 運営委員会
		防災医薬品管理	田崎	河添 運営委員会
		高齢者の服薬情報提供事業	伊原	南出 黒須
		あうる薬局運営委員会	佐藤 江村 伊原 前原 南出 黒須 藤平	
		公益事業委員会	佐野 江村 伊原 佐藤 南出 黒須 事務局	

2) 新型コロナワクチン配付事業について

新型コロナワクチンの接種拠点施設へ配付を行う事業ですが、10月からも配付事業が継続されることとなりました。

すでに拠点薬局へは案内済ですが、個別接種用はファイザーワクチン、モデルナワクチンともにオミクロン対応ワクチンへ変更となりました。

また、新ファイザーワクチンは希釈せずに接種可能となり、希釈用の医療材料は配付不要となりました。

なお、5～11歳用ファイザーワクチンについては区より接種拠点施設へ直送となりました。

拠点薬局におかれましては、引続きよろしくお願いいたします。

3) 高齢者の服薬情報提供事業へご協力のお願い

当会と豊島区との共同事業「高齢者の服薬情報提供事業」へのご協力をいただき誠にありがとうございます。

今年度も該当者へのお知らせが8月に発送（国保1000通、生保110通）されました。協力薬局へ広報7月号配付時に事業説明書と残薬バッグ5枚を配付いたしましたので、ご確認の上ご対応よろしくお願いいたします。

残薬バッグの追加をご希望の場合は、事務局までご連絡ください。

なお、患者さんが来局され対応された先生は、引き続き翌月10日までに事務局まで所定の用紙にて報告をいただけますようお願いいたします。

4) 豊島区薬剤師会ホームページリニューアルについて

2月に当会ホームページを全面リニューアルし、半年が経ちました。

日々情報を更新しております。ご活用ください。

■ <https://www.toyoyaku.jp>

■ 会員向けページのID、PWはいずれも「toshima」です。

今後とも、内容の充実を図るとともに、よりわかりやすい情報を発信してまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

会員入会

山田 優 (A)	アイン薬局池袋駅東口店	南池袋 1-27-10	油木第1ビル1F
三好 和加 (A)	サンコー薬局大塚店	南大塚 2-37-7	井口ビル1階
河内 美佐紀 (A)	薬局日本メディカルシステム巣鴨店	巣鴨 1-17-6	MEFULL巣鴨1F

会員変更

川窪 千尋 (A) →	小更 梨紗 (A)	くすりの日生薬局
天田 栄一 (A) →	谷口 公子 (A)	東池薬局
白山 久美子 (A) →	加島 純一 (A)	雄飛堂薬局西池袋店

会員数報告

A会員	115名
B会員	14名
賛助会員	2名
合計	131名

保険部より

1) 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売方法等の再周知について

処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売実態において、趣旨を逸脱した不適切な販売方法が散見されることから、同医薬品の取扱いを改めて整理するとともに、不適切な事例についての指導徹底が依頼されました。

1. 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の処方箋に基づく薬剤の交付

処方箋医薬品以外の医療用医薬品については、処方箋医薬品と同様に、医療用医薬品として薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者（以下「薬剤師等」という。）によって使用されることを目的として供給されるものであるため、薬局医薬品通知の第1の1.（2）に掲げる場合を除き、薬局においては、処方箋に基づく薬剤師による薬剤の交付が原則であること。

2. 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の処方箋に基づく薬剤の交付の例外

（1）考え方

薬局における処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売又は授与（以下「販売等」という。）は、要指導医薬品又は一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）の販売等による対応※を考慮したにもかかわらず、やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限られていること。

なお、販売等に当たっては、（2）の事項を遵守すること。

また、（3）に掲げるような表現を用いて、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を消費者等に促すことは不適切であること。

※ 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等による対応

同様の効能効果を有する一般用医薬品等がある場合はまずは当該一般用医薬品等を販売等することとし、一般用医薬品等の在庫がない場合は他の薬局や店舗販売業を紹介等するなど、一般用医薬品等の販売等による対応を優先すること。

(2) 遵守事項

ア 受診勧奨

必要な受診勧奨を行った上で、販売等しなければならないこと。

イ 必要最小限の数量

処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医療用医薬品を使用しようとする者に対し、他の薬局開設者からの当該医療用医薬品の購入又は譲受けの状況を確認し、医療機関を受診できるまでの期間及び医薬品の特性等を考慮した上で、販売等を行わざるを得ない必要最小限の数量に限って販売等しなければならないこと。

また、反復継続的に医薬品を漫然と販売等するようなこと（いわゆるサブスクリプションなどを含む。）は、医薬品を不必要に使用するおそれがあり、不適切であること。

加えて、薬事承認された効能・効果、用法・用量の範囲を超えた、適応外使用を目的とする者への販売等は不適切であること。

ウ 販売記録の作成

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第 14 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の品名、数量、販売等の日時等を書面に記載し、当該書面を 2 年間保存しなければならないこと。

また、同条第 6 項の規定により、当該医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならないこと。

エ 保管場所

調剤室又は薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）第 1 条第 1 項第 9 号に規定する貯蔵設備を設ける区域において保管しなければならないこと。

オ 分割方法

調剤室において、薬剤師自らが必要最小限の数量を分割した上で、販売等しなければならない。なお、医薬品の販売等にあたり、あらかじめ決まった数量に分包等しておくことは、小分け製造に該当するため、医薬品製造業の許可等が必要であること。

カ 対面による販売等及び服薬指導の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 36 条の 4 及び医薬品医療機器等法施行規則第 158 条の 8 の規定により、薬局開設者は、その薬局において医薬品の販売等に従事する薬剤師に、当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所において、対面により、書面等を用いて必要な情報（用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報）を提供させ、処方箋医薬品以外の医療用医薬品が一般用医薬品とは異なり医療において用いられることを前提としていることを十分に考慮し、必要な薬学的知見に基づく服薬指導を行わなければならないこと。

また、薬剤師は、あらかじめ、当該医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況、性別、症状等を確認しなければならないこと。

さらに、当該医薬品を使用しようとする者に対して提供した当該情報及び服薬指導の内容を理解したこと並びに質問の有無について確認しなければならないこと。

キ 直接の容器又は被包への記載

分割販売する処方箋医薬品以外の医療用医薬品には、医薬品医療機器等法第 50 条に規定する事項及び同法第 52 条に規定する容器等への符号等の記載又はその写しの添付を行うなどしなければならないこと。

ク 使用者本人への販売等

医薬品医療機器等法第 36 条の 3 第 2 項の規定により、薬剤師等が業務の用に供する目的で薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売等する場合を除き、使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、販売等を行ってはならないこと。

なお、正当な理由については、薬局医薬品通知の第 2 の 2. のとおり。

ケ 薬剤服用歴の管理

販売等された処方箋医薬品以外の医療用医薬品と医療機関において処方された薬剤等との相互作用・重複投薬を防止するため、当該医薬品を使用しようとする者の薬剤服用歴の管理を実施するよう努めなければならないこと。

また、医薬品の適正使用の観点から、当該医薬品を使用しようとする者の状況や、販売等した数量を適正と判断した理由を記載すること。

コ お薬手帳

処方箋医薬品以外の医療用医薬品を使用しようとする者が手帳を所持していない場合はその所持を勧奨し、当該者が手帳を所持している場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び服薬指導を行わなければならないこと。

サ 薬剤使用期間中のフォローアップ

医薬品医療機器等法第 36 条の 4 第 5 項及び医薬品医療機器等法施行規則第 158 条の 9 の 2 の規定に基づき、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入し、又は譲り受けた者における当該医薬品の使用状況を継続的かつ的確に把握し、必要な情報を提供し、又は必要な薬学的知見に基づく服薬指導を行わなければならないこと。

シ 手順書の作成及び手順書に基づく業務の実施

処方箋医薬品以外の医療用医薬品を販売等する場合は、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号）第 1 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に規定する手順書に、その販売等に必要の手順等を明記する必要があること。

また、当該手順書に基づき、適正に業務を実施しなければならないこと。

ス 広告

医薬品を使用しようとする者のみの判断に基づく選択がないよう、引き続き、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を含めた全ての医療用医薬品について、一般人を対象とする広告は行ってはならないこと。

（３）不適切な表現

薬局における処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等は、やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限られており、次のような表現を用いて、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を消費者等に促すことは不適切であること。

- ・「処方箋がなくても買える」
- ・「病院や診療所に行かなくても買える」
- ・「忙しくて時間がないため病院に行けない人へ」
- ・「時間の節約になる」
- ・「医療用医薬品をいつでも購入できる」
- ・「病院にかかるより値段が安くて済む」

また、上記に限らず、やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合以外でも、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入できるなどと誤認させる表現についても同様であること。

2) 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

本年7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部において「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」を決定し、医療のひっ迫を回避するための対策を確実に実施していくこととなりました。直近の感染状況等に鑑み、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、以下の点についてご協力をお願いいたします。

一 従業員又は生徒等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。

二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間。

三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めることとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

※ 今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない取扱としている。

厚生労働大臣

後藤 茂之

My HER-SYSで取得した療養証明書のサンプル

自宅等で療養を開始する際に事業所等から検査の結果を証明する書類の提出を求められた場合は、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類ではなく、本証明書を活用していただくようお願いします。

The screenshot shows the My HER-SYS app interface. At the top, there is a header with a hamburger menu icon, the My HER-SYS logo, and the text '療養中の健康状態を記録します' (Record your health status while in home care). Below the header, the date and time are displayed as '(表示日時: 2022/4/21 14:07)'. The main content area contains the following information:

氏名	: XX XX
生年月日	: yyyy年mm月dd日
HER-SYS ID	:
傷病名	: 新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症
診断年月日	: yyyy年mm月dd日
担当保健所	: 保健所

Below the information, there are two notes:

(注) 現行の療養期間は、下記URL先の「陽性だった場合の療養解除について」をご参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryououdan.html>

(注) 療養期間は、当該感染症の感染性を有すると考えられる期間であって、症状を有した期間とは必ずしも一致しません。

At the bottom of the main content area, there is a button labeled 'ホーム画面へ戻る' (Return to home screen). Below the main content area, there is a green banner with the text '療養中の健康状態を記録します' (Record your health status while in home care) and the My HER-SYS logo.

3) 労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

厚生労働省大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）より、協力依頼の通知がありましたのでお知らせいたします。

平成26年2月より労災レセプト電算処理システム（オンライン請求）が稼働を開始して以来8年が経過したところですが、本システムの普及を一層進めるため、厚生労働省は労災指定薬局を対象とした普及促進事業を実施しています。本年度は、令和4年8月3日（水）～12月22日（木）までの毎週水・木曜日、15時30分～16時30分に、薬局向けにオンライン説明会を開催しています。

詳細は「労災レセプトオンライン化ナビ」ホームページよりご確認ください。

<https://www.rourece.mhlw.go.jp/information.html>

4)「オンライン資格確認」医療機関等向けポータルサイト仮ID・アカウント一括発行及び 架電の実施について

今般、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、「オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付ける」との政府方針が示されたところであり、その詳細については、決まり次第、速やかに周知を行っていくこととしています。厚生労働省では、安心・安全で質の高い医療を提供していくデータヘルスの基盤となるオンライン資格確認について、早期導入促進に向けた取組を進めていくこととしております。

- ① 医療機関等向けポータルサイトのアカウントが未登録の医療機関等に対してダイレクトメールの発送を行う。（次ページ別添参照）
- ② 架電により、顔認証付きカードリーダーの申込みや導入に向けた取組の促進を行う。

なお、補助金を利用するには2023年3月末までに稼働させる必要があります。現在、レセコン各社に申し込みが殺到し、納期が大幅に遅れることが想定されますので早急に導入を進めて頂けるようお願い申し上げます。

医療機関等の住所、名称等

令和4年8月10日
厚生労働省
社会保険診療報酬支払基金

オンライン資格確認 医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録のご案内について

平素は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針2022)」において、**令和5年4月から保険医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの導入について原則として義務化する方針**が示されました。導入作業が年度末に集中しますと、システム事業者が対応できない可能性がありますので、早期に導入準備を進めていただきますようお願いいたします。

導入を進めていただくにあたり必要な各種申請手続きは、「医療機関等向けポータルサイト」から行っていただくことになるため、**アカウント登録など、以下の手順をお願いします。**

①「医療機関等向けポータルサイト」へのアカウント登録をお願いいたします。

下記の仮メールアドレス・パスワードでログインし、アカウント登録をお願いします。(登録方法は裏面参照)
なお、皆様の登録作業簡素化のため、支払基金で把握している内容(開設者名等)は登録済です。

< (医療機関名) における仮メールアドレス・パスワード >

仮メールアドレス	4XXXXXXXX@01
仮パスワード	pa4XXXXXX0

※ 仮メールアドレス・パスワードは貴医療機関・薬局がログインするために支払基金が発行したものです。アカウント登録の際に、貴医療機関・薬局のメールアドレス、任意のパスワードに変更してください。

② アカウント登録と併せて、顔認証付きカードリーダーの申込みをお願いします。

※ 当文書については令和4年7月3日時点においてアカウント登録を行っていない医療機関・薬局の皆様へ送付しております。既にアカウント登録を了している医療機関・薬局の皆様は改めてのアカウント登録は不要ですのでご容赦願います。

※ 8月中旬以降、義務化の内容や補助金の詳細等を踏まえた説明会等を実施予定であり、ご登録いただいたメールアドレスに詳細情報をお送りさせていただきます。

▶ アカウント登録方法の詳細は裏面をご確認ください

本件に関して、ご不明な点がある場合は、オンライン資格確認等コールセンターまでご連絡ください。

☎：0800-0804583 (通話無料) 月曜日～金曜日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)

「医療機関等向けポータルサイト」アカウント登録方法



こちらのQRコードから
アカウント登録の
手続きができます

①検索サイト等で「医療機関ポータル」と検索、または右上のQRコードを読み取りください。

②医療機関等向けポータルサイトを開き、画面上部の右側の「すでにアカウントをお持ちの方はログイン」をクリックしてください。

オンライン資格確認・医療情報化推進委員会
医療機関等向けポータルサイト

サイト内検索

ログイン/ログアウト

アカウント登録

すでにアカウントをお持ちの方はログイン

③表面記載の仮メールアドレス・仮パスワードを、それぞれ「メールアドレス・パスワード欄」に入力し、「ログイン」をクリックしてください。

医療機関等向けポータルサイト

メールアドレス

パスワード

ログイン

④ログイン後、「アカウント情報編集」をクリックしてください。

あなたの情報

アカウント情報編集

⑤現在登録されている貴医療機関・薬局の情報について、次のとおり変更・確認をして、「確認画面に進む」をクリックしてください。

医療機関等向けポータルサイト

郵便向住所 東京都

点検表コード 40000

医療機関等コード 10000000000000000000

医療機関等名 サンプル医療機関

関係者名 サンプル太郎

電話番号 03-0000-0000

担当名 担当名

メールアドレス sample123@sample.com

メールアドレス(確認) sample123@sample.com

パスワード

パスワード(確認)

マイページに戻る

登録内容をご確認いただき、変更が必要な項目があれば変更してください。なお、「都道府県名」欄、「点検表コード」欄、「医療機関等コード」欄は変更できません。

「担当者名」欄は支払基金と表示されていますので、貴医療機関・薬局における担当者名に変更してください。

「メールアドレス」欄は表面の仮メールアドレスが表示されていますので、貴医療機関・薬局のメールアドレスに変更してください。
※メールアドレスを変更いただくことで、今後、オンライン資格確認に関する必要な情報をご登録いただいたメールアドレスに送信いたします。

「パスワード」欄は空白になっていますので、貴医療機関・薬局が任意に設定するパスワードを入力してください。

⑥変更内容が反映されているかご確認いただき、「上記の内容に同意して確定する」をクリックしてください。以上で完了です。

アカウント登録後は、顔認証付きカードリーダーの申込を！

- 「医療機関等向けポータルサイト」より、ご希望の顔認証付きカードリーダーを選定いただき、お申し込みいただけます。



5) 医療 DX の基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付け及びこれに伴う診療報酬上の加算の取扱いについて

(1) オンライン資格確認の導入の原則義務付け（令和5年4月1日施行）

1. 保険医療機関及び保険薬局は、患者の受給資格を確認する際、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合は、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行わなければならないこととする。（保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項及び第2項関係等）
2. 現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・保険薬局については、オンライン資格確認導入の原則義務付けの例外とする。（同令第3条第3項関係等）
3. 保険医療機関及び保険薬局（2の保険医療機関・保険薬局を除く。）は、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合に対応できるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこととする。（同令第3条第4項関係等）
4. このほか、保険医療機関及び保険薬局はオンライン資格確認に係る体制に関する事項を院内に掲示しなければならないこととする。（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等）

(2) オンライン資格確認等システムを通じた患者情報等の活用に係る評価の見直し（令和4年10月1日適用）

保険医療機関・保険薬局のオンライン資格確認の導入の原則義務化等を踏まえ、オンライン資格確認等システムを通じた患者情報等の活用に係る現行の評価を廃止し、初診時等に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して診療等を実施し質の高い医療を提供する体制及びオンライン資格確認等システムによる患者情報の取得の効率化を考慮した評価体系とする。具体的には「電子的保健医療情報活用加算」を廃止し、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を新設する（令和4年10月1日適用）。

医療DXを推進し、医療機関・薬局において診療情報を取得・活用し質の高い医療を実施する体制の評価

- 令和5年度より、保険医療機関・薬局に、医療DXの基盤となるオンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されることを踏まえ、当該システムを通じた患者情報の活用に係る現行の評価を廃止。
- その上で、医療DXの推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した評価を新設。

オンライン資格確認等システムを通じた情報活用に係る現行の評価の廃止

- 電子的保健医療情報活用加算
- 【医科・歯科】マイナ保険証を利用する場合 7点（初診） 4点（再診） / 利用しない場合 3点（初診）【調剤】 マイナ保険証を利用する場合 3点（月1回） / 利用しない場合 1点（3月に1回）

初診時等における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価の新設（令和4年10月～）

（新）医療情報・システム基盤整備体制充実加算

- 1 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 **4点**
- 2 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合 **2点**
※ 調剤は、1 3点（6月に1回）、2 1点（6月に1回）

医療機関・薬局に求められること

【施設基準】

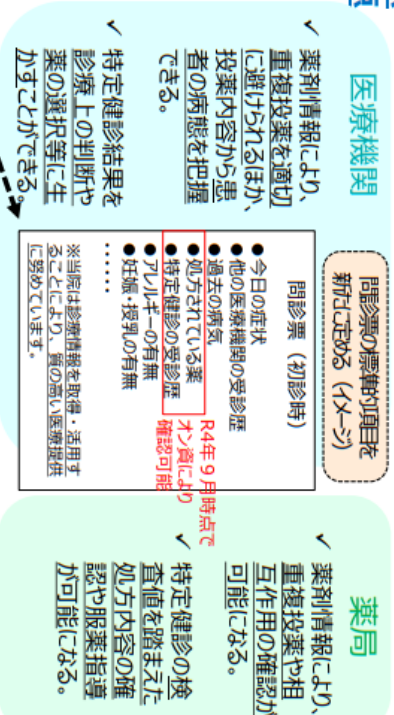
- 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること（対象はオンライン請求を行っている医療機関・薬局）。
 - ① オンライン資格確認を行う体制を有していること。（厚労省ポータルサイトに運用開始日の登録を行うこと）
 - ② 患者に対して、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用（※）して診療等を行うこと。

【算定要件】

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。（留意事項通知）

（※）この情報の取得・活用の具体的な方法として、上記にあわせて、初診時の問診票の標準的項目を新たに定めること（薬局については、文書や聞き取りにより確認する項目を定めることと）に、当該情報等を薬剤服用歴に記録することを求める予定）

診療情報を取得・活用する効果（例）



今後、閲覧可能な情報が増えること等によって、**正確な情報をより効率的に取得・活用可能となり、更なる医療の質の向上を実現**

廃止

6) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いに関する疑義解釈が示されましたのでご確認ください。

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

問1 調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、その施設基準としてオンライン資格確認の運用開始日の登録を行うこととあるが、どのように登録すればよいか。

(答) 別紙を参照されたい。

別紙：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000760048.pdf>

問2 調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、オンライン資格確認を導入し、運用開始日の登録を行った上で、実際に運用を開始した日から算定可能となるのか。

(答) そのとおり。

問3 調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、オンライン資格確認等システムを通じて情報の取得を試みたが患者の薬剤情報等が格納されていなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。

(答) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算2を算定する。なお、薬剤服用歴等に、オンライン資格確認等システムを通じて情報の取得を試みたが患者の薬剤情報等が格納されていなかった旨を記載すること。

問4 調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、患者が薬剤情報等の取得に同意しなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。また、患者の個人番号カードが破損等により利用できない場合や患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合の算定は、どのようにすればよいか。

(答) いずれの場合も、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を算定する。

問5 調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準等において、「ホームページ等に掲示」することとされているが、具体的にはどのようなことを指すのか。

(答) 例えば、

- ・ 当該保険薬局のホームページへの掲載
 - ・ 当該保険薬局の所属する同一グループのホームページへの掲載（この場合、当該施設基準を満たす保険薬局名が確認できるようになっている必要がある）
 - ・ 自治体、地域薬剤師会等のホームページ又は広報誌への掲載
 - ・ 薬局機能情報提供制度等への掲載
- 等が該当する。

問6 調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、当該加算が算定できないタイミングにおいても、当該加算の算定に係る薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤を実施する必要があるということでしょうか。

（答）よい。なお、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により情報を取得した場合は必ずしも当該情報の全てを薬剤服用歴等に記載する必要はないが、少なくともその旨を薬剤服用歴等に記載する必要がある。

問7 調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、同加算1を算定する患者について、6月以内に同加算2は算定可能か。また、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2を算定する患者について、6月以内に同加算1は算定可能か。

（答）いずれも不可。

7) 東京都国民健康保険団体連合会からのお知らせ 増減点・返戻通知書に係る増減点事由について

東京都国民健康保険団体連合会（国保連合会）より標記に関する周知依頼がありました。保険薬局が国保連合会に請求する「療養の給付に関する費用」に関しましては、従来、国保連合会での審査後に請求点数に変更が生じた際には、「増減点・返戻通知書」に、「D（告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの）」とのみ記載され、請求元の保険薬局に通知されておりましたが、今後（令和4年9月審査分から）は、審査結果の理由に応じた区分ごとの事由記号を用いて通知することとなりました。つきましては、今後、国保連合会からの返戻通知は、詳細な理由表記（概ね添付資料のABC又はD）となります。

【増減点事由一覧】

A	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの
B	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの
C	療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの
D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
F	固定点数誤り
G	計算誤り
H	縦計誤り
K	その他

※事由の内容について一部を抜粋して載せております

8) 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について

標記について、厚生労働省保険局医療課から連絡がありましたのでお知らせいたします。
今般、エレヌマブ製剤（アイモビーグ皮下注70mgペン）が、①処方箋で交付することができる注射薬、②在宅自己注射指導管理料（医科点数表）等の対象薬剤として追加されました。
詳細は厚生労働省通知（保医発0831第5号）をご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220902S0030.pdf>

9) 【再掲】 保険に関する情報は「豊島区薬剤師会保険部グループページ」をご覧ください

豊島区薬剤師会では保険関係の情報を細かく伝達するために、専用のページを設けております。
URLより通知等の原文のPDFが閲覧可能です。
<https://drive.google.com/drive/u/1/folders/1lzvj16An3GWZy3JDSlgLSOTVlawLkDRX>

学術部より

1) 豊島区薬剤師会学術勉強会のお知らせ

10月の勉強会は次のとおり実施いたします。

日時：令和4年10月20日（木）19:45-21:30

場所：今回は情報通信機器（ZOOM）を用いて実施いたします。

内容：

講演Ⅰ「緩和ケア・痛みセンターにおけるチームアプローチ

がん性疼痛マネジメント～神経障害性疼痛を含めて～」

演者： 日本大学医学部 麻酔科学系麻酔科学分野 助教

日本大学医学部附属板橋病院 緩和ケア・痛みセンター 副センター長

松井 美貴 先生

講演Ⅱ「在宅医療と病院における緩和ケア連携～ヒドロモルフォンの有用性を含めて～」

演者： 要町病院 副院長

吉澤 明孝 先生

ディスカッション 地域で考える疼痛管理について

☆今回の勉強会は東京都薬剤師会薬剤師生涯研修認定制度の認定単位1点となります。

☆申し込みを豊島区薬剤師会HPからの参加登録のみに限らせて頂きます。

☆申し込み方法：豊島区薬剤師会HPにアクセス→「勉強会・研修会情報」→

「お申し込みはこちら」をクリック→必要事項を入力し送信

☆参加受付開始日時：令和4年10月1日（土）9:00～10月14日（金）12:00

☆ご参加を事前申し込み100名様までと限らせて頂きます。

☆認定単位をご希望の方で薬剤師免許証コピー未提出の方は薬剤師免許証のコピーのFAXをお願いいたします。（過去に提出されていれば結構です。）

薬学生実務実習関係

1)【再掲】東京都薬剤師会「学生向け」「とやく携帯メルマガ」配信のお知らせ

東京都薬剤師会では、薬学生が、卒業後「東京都薬剤師会に入会しよう」という動機づけとなることを期待して、携帯電話によるメールマガジンの配信を開始します。実務実習受入薬局には案内ポスターを配布いたしますので、薬学生への案内をお願いいたします。なお、学生対象ですが、会員への配信も可能です。

池袋あうる薬局輪番

10月の輪番は以下の通りです。出勤よろしくをお願いいたします。

お願い ～輪番に入る7日前までに、出勤する方の氏名をあうる薬局まで連絡してください。

10月	日 勤 9:00 ~ 16:30		準 夜 16:00 ~ 22:00	
				受付事務入力兼任
1日(土)			かもめ薬局	北池薬局
2日(日)	あけぼの薬局南長崎店	こまごめ薬局	平和通り保健薬局	めぐみ薬局
8日(土)			アイン薬局 池袋駅東口店	駒込中央薬局
9日(日)	雄飛堂薬局巣鴨店	いちょう薬局	うずらやま薬局	めぐみ薬局
10日(月)	さの薬局	上池袋薬局	デイジー薬局東池袋店	北池薬局
15日(土)			チチブ薬局	あうる薬局
16日(日)	いろり薬局東長崎店	こまごめ薬局	平和通り保健薬局	佐藤薬局
22日(土)			あかまつ薬局	北池薬局
23日(日)	デイジー薬局東池袋店	さの薬局	薬局マツモトキヨシ 東長崎駅北口店	駒込中央薬局
29日(土)			あけぼの薬局 南長崎店	あうる薬局
30日(日)	池袋駅前げんき薬局	雄飛堂薬局 池袋トキワ通り店	アリス薬局大塚店	めぐみ薬局

長崎休日診療所派遣

10月の輪番派遣は以下の通りです。出勤よろしくお願いたします。

10月	
2日(日)	長崎調剤薬局
9日(日)	東池薬局
10日(月)	みやこ薬局巣鴨店
16日(日)	デイジー薬局東池袋店
23日(日)	いろり薬局東長崎店
30日(日)	みやこ薬局巣鴨店

医薬品・情報管理センター報告

○管理センター売上及び仕入

2022年7月売上金額 ￥3,027,112-

2022年7月仕入金額 ￥2,659,637-

2022年8月売上金額 ￥3,570,778-

2022年8月仕入金額 ￥3,785,987-

○相談件数

7月	件数
薬局からの在庫確認	120
薬局からの処方箋応需	2
患者からの処方箋応需	2
医療用医薬品についての相談	0
医療機関の紹介	1
一般用医薬品についての相談	0
その他	6
合計	131

8月	件数
薬局からの在庫確認	140
薬局からの処方箋応需	2
患者からの処方箋応需	4
医療用医薬品についての相談	2
医療機関の紹介	1
一般用医薬品についての相談	1
その他	4
合計	154

○池袋あうる薬局処方せん受付状況

7月	休日夜間	82枚
	その他	248枚
8月	休日夜間	45枚
	その他	287枚

○情報発信

「雨水の活用法」

夏の渇水対策として雨水の利用が推進されているのをご存知でしょうか。

阪神淡路大震災では水道水の普及に3ヶ月近く要したこともあり、生活用水としての雨水の必要性が高まっています。

近年多発しているゲリラ豪雨では降った雨をタンクに貯めたり、地下に浸透させることで雨水が一挙に下水道に流れ込むのを緩和し、都市型洪水を軽減させる効果もあります。

そして色々な施設でトイレの洗浄水や冷却塔の補給水として活用されています。雨水利用を促進するための助成金制度もあります。

各家庭でも植物の水やり、洗車、打ち水、また断水に備えて雨水タンクを設置する場合があります。雨水は身近な水資源です。有効に活用しましょう。

参考文献 <https://www.city.sumida.lg.jp>
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei>

文責 中野

理事会報告

2022年8月10日（水）午後8時30分より豊島区薬業会館にて理事会が開催されました。

出席者：佐野会長 伊原副会長 佐藤副会長 江村副会長 田崎常務理事 元谷常務理事
前原常務理事 南出常務理事 黒須理事 林理事 内山理事 原嶋理事 小林理事
原田理事 北川理事 藤平理事
廣田監事

○報告事項

1. 学術・DI 担当報告
2. 防災公衆衛生担当報告
3. 総務・会計担当報告
4. 保険担当報告
5. 地域医療担当報告
6. 池袋あうる薬局担当報告

○協議事項

1. 職掌分担の件
原則として現担当を継続して、各理事及び新理事の希望を考慮しながら9月に確定する方向とし、池袋あうる薬局担当の主担当は約1年かけて検討していくことが決定された。
2. 第Ⅲ期実務実習生集合研修実施の件

第Ⅲ期実務実習生集合研修の実施が決定された。

○審議事項

1. 令和4年度OSCE（薬学共用試験）評価者派遣の件
令和4年度OSCE（薬学共用試験）評価者派遣者が決定された。
2. 新会員入会承認の件
サンコー薬局大塚店三好和加先生のA会員としての入会及び薬局日本メディカルシステム巣鴨店河内美佐紀先生のA会員としての入会が承認された。
3. 相談役委嘱の件
遠藤信一郎先生への相談役委嘱の案が承認された。
4. 電子帳簿保存法とインボイス制度対応による環境整備の件
事務局でのTKCデータセンタ利用及びスキヤナの購入が承認された。
5. 豊島区新型インフルエンザ等対策推進協議会委員推薦の件
伊原副会長を推薦することが決定された。
6. 東京都立大塚病院運営協議会委員の推薦件
佐野会長を推薦することが決定された。
7. 広報作成の件
8月号の広報を9月号との合併号とすることが決定された。

2022年9月7日（水）午後8時30分より豊島区薬業会館にて理事会が開催されました。

出席者：佐野会長 伊原副会長 佐藤副会長 江村副会長 田崎常務理事 元谷常務理事
前原常務理事 南出常務理事 黒須理事 林理事 内山理事 原嶋理事 原田理事
北川理事 藤平理事
廣田監事

○報告事項

1. 東京都薬剤師会「地区及び職域薬剤師会会長会」資料報告
2. 学術・DI担当報告
3. 防災公衆衛生担当報告
4. 総務・会計担当報告
5. 保険担当報告
6. 地域医療担当報告
7. 池袋あうる薬局担当報告

○協議事項

1. 令和4年度健康展の件
開催について確認、足指力測定と呼気測定の中止、靴を脱ぐ必要のない骨密度計導入の検討について、豊島区の担当者と打合せを進めていくこととなった。

○審議事項

1. 職掌分担の件
各事業の職掌における担当が決定された。
2. サンコー薬局大塚店入会金の件
サンコー薬局大塚店の個人B会員からA会員への資格変更にとまなう入会金について支払い済みのB会員入会金20,000円を差し引いて100,000円とすることが承認された。
3. 慶弔見舞金支給の件

顧問税理士居山先生への慶弔見舞金支給が承認された。

4. 四師会ゴルフコンペの件

参加人数を当初予定の6名から7名にすることが承認された。

豊島区薬剤師会の活動（7・8月）

- 7／
 - 1 エストエイドシステム 導入等打合せ
 - 6 豊島区認知症施策推進会議
 - 7 レセプト
 - 7 池袋あうる薬局運営委員会
 - 8 東池袋エリア入会面談
 - 9 東京都薬剤師会 地区及び職域薬剤師会会長会
 - 9 「令和4年度地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業」在宅地区担当者会議
 - 13 豊島区薬剤師会 理事会
 - 20 西部・アトリエ村合同地域ケア会議
 - 21 豊島区薬剤師会 勉強会
 - 23 第4回日本在宅医療連合学会大会
 - 24 第4回日本在宅医療連合学会大会
 - 27 大塚南エリア・巣鴨エリア入会面談

- 8／
 - 3 長崎休日診療所当番薬剤師 説明会
 - 3 池袋あうる薬局運営委員会
 - 4 医薬協議会
 - 5 長崎休日診療所当番薬剤師 説明会
 - 8 レセプト
 - 10 豊島区薬剤師会 理事会
 - 16 健康展 豊島区国民健康保険課と打合せ
 - 25 都民ファースト 予算要望面談
 - 26 自由民主党 予算要望面談
 - 29 公明党 予算要望

医薬品分割販売利用案内

令和元年10月

公益社団法人豊島区薬剤師会 会長
豊島区医薬品・情報管理センター センター長

※要遮光の医薬品（散剤、顆粒、ドライシロップ、水剤）について、仕切り書と薬ラベルに「遮光」と記載することになりました。保存に関しては各薬局にて管理をお願いいたします。

1. 分割販売品目

医薬品約1800品目、投薬ビン・軟膏壺などの医療材料

豊島区薬剤師会ホームページに販売品目リストを掲載しております。

2. 販売単位

錠剤・カプセル	1錠・1カプセル単位
散剤・顆粒・ドライシロップ	1g単位（バラ）、1包単位（分包品）
水剤	1ml単位（バラ）、1包単位（分包品）
軟膏・クリーム	1g単位（バラ）、1本単位（チューブ）
点眼・点耳・吸入	1本単位
ハップ剤	1袋単位
坐剤	1個単位
医療材料等	1個単位

容器が必要な場合は、所定の容器（有料）を使用いたします。

3. 販売価格

医薬品	薬価（消費税込）
その他（医療材料等）	取扱品目リストに掲載

4. 手数料

豊島区薬剤師会 会員	無 料
区外 東京都薬剤師会 会員	1回 110円（消費税込）
その他医療機関	1回 2200円（消費税込）

5. 検収・返品

医薬品受領時に必ずご確認いただき受領印もしくは自署をお願いいたします。
品質管理上、返品はできません。
ただし、メーカー回収の場合は、この限りではありません。

※使用期限が2ヵ月未満の場合は事前に確認の連絡をさせていただきます。
2ヵ月以上でも期限の確認が必要な方は発注書の備考欄にその旨をご記入ください。

6. 発注方法

注文方法 : 専用の発注書に必要事項を記入のうえ、FAXにてご注文ください。
(電話での注文はお受けしておりません。)

受付時間 : 9時 から 16時30分 月曜日～土曜日

受取時間 : 9時 から 17時 月曜日～金曜日
9時 から 21時30分 土曜日・日曜日・祝日

※年末年始、棚卸等により臨時休業する場合があります。(ホームページでご確認ください)
※指定の発注書は、ホームページよりダウンロードできます。

7. 利用者の確認事項

初回利用時には、開設許可証の写しをご提出いただきます。
また、都薬の会員証をお持ちの方は会員証の写しもご提出ください。
なお、豊島区薬剤師会会員の方は提出不要です。

その他開設許可更新等、管理センターが開設許可証の確認が必要と判断した場合には、再度ご提出いただくことがあります。

8. 支払い方法

豊島区薬剤師会会員は、原則として月末日締めの「翌月口座引落」となります。
その他の方は、「薬品受け取り時に現金支払い」となります。

- * 管理センターでは、会員様の要望のあるものにつきまして、取り扱いを検討し、採用するか否かを決定する資料として使用します。つきましては下の要望書に記入し、あうる薬局に提出してください。FAXでかまいません。
- * 集計管理上、1枚1品目とし、複数の場合はコピーしてお使いください。

.....(きりとり).....

医薬品管理センター取り扱い要望書

令和 年 月 日

薬局名 _____ 印 _____

以下の製品の取り扱いを要望します

製品名	規格

管理センター取り扱いリスト追補

* 新規取り扱い（過去に中止または停止したものの再開、リスト作成時に漏れたものも含む）

	製品名	小分単位	備考
内	アジスロマイシン小児用錠100mg「タカタ」	錠	
内	エンペシドトローチ10mg	錠	
内	ナフトピジルOD錠50mg「サワイ」	錠	
内	ニポラジン小児用細粒0.6%	g	
内	ベージニオ錠50mg	錠	
内	ヨウ化カリウム丸50mg「日医工」	錠	
内	アーチスト錠1.25mg	錠	
内	アザニン錠50mg	錠	
内	アレグラ錠60mg	錠	
内	アンジュ21錠	シート	
内	エナジア吸入用カプセル高用量	C	
内	ガランタミンOD錠12mg「サワイ」	錠	
内	ジェミーナ配合21錠	シート	
内	ジスバルカプセル40mg	C	
内	シナール配合顆粒1g	包	
内	ジルチアゼム塩酸塩Rカプセル200mg「サワイ」	C	
内	炭酸水素ナトリウム錠500mg「VTRS」	錠	
内	ピタバスタチンカルシウム錠4mg「KOG」	錠	
内	フルカムカプセル27mg	C	
内	フルタミド錠125mg「VTRS」	錠	
内	ベージニオ錠100mg	錠	
内	ユリス錠1mg	錠	
内	ラコールNF配合経腸用半固形剤300g	バッグ	
内	ラシックス錠40mg	錠	
外	ロキソプロフェンNa外用ポンプスプレー1%「YD」100g	本	

* 取り扱い中止

	製品名	備考
内	クラシエ芍薬甘草湯エキス細粒（KB-68）3g	
内	リリカカプセル150mg	
内	アプルウェイ錠20mg	
内	アルタットカプセル75mg	
内	アレグラドライシロップ5%	
内	エンシュア・リキッド（コーヒー）	
内	クラシエ人参養栄湯エキス細粒	
内	シダキュアスギ花粉舌下錠5,000JAU	
内	ゾルトファイ配合注フレックスタッチ	
内	炭酸水素ナトリウム錠500mg「ファイザー」	
内	チニダゾール錠500mg「F」	
内	ツロブテロール塩酸塩錠1mg「トーワ」	
内	ピレンゼピン塩酸塩錠25mg「サワイ」	
外	インテバン坐剤25	

外	キューバル50エアゾール50 μ g/1噴霧	
外	フルタイド100ロタディスク	
外	フルタイド50ロタディスク	
外	フルルビプロフェンテープ40mg「ユートク」	
外	ベセルナクリーム5%	

令和4年度 医療機関受診勧奨事業

1 目 的

被保険者のQOLの維持と健康寿命の延伸を図り、医療費の適正化につなげることを目的として、生活習慣病に係る健診異常値放置者・生活習慣病治療中断者に対し、医療機関の受診勧奨案内を送付する。

2 事業概要

(1) 健診異常値放置者への医療機関受診勧奨

①抽出対象

健診結果に異常値（日本人間ドック学会判定区分の要精密検査・治療（LDL コレステロール及び中性脂肪は基準値以上のものに限る。))があるが、健診受診月以降、生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）に係るレセプトがない被保険者

○「糖尿病性腎症に係る健診異常値放置者」には、メッセージを変えた通知を送付する（空腹時血糖及びHbA1cが日本人間ドック学会判定区分の要精密検査・治療であり、かつ、eGFRが60mL/分/1.73m²未満または尿蛋白（±）以上の被保険者）。

○健診異常値放置者として抽出された者のうち、心筋梗塞、狭心症、脳梗塞、一過性脳虚血発作、心房細動及び心房粗動に係る既往歴若しくは抗血栓薬の投薬履歴があるものには、脳梗塞・心筋梗塞のリスク者として注意喚起のメッセージを入れる。

●がん、精神疾患、難病等に該当する被保険者を除く。

【対象データ】

健診結果データ	令和3年4月分～令和3年12月分
レセプト電子データ	令和3年4月診療分～令和4年3月診療分 (※脳梗塞・心筋梗塞リスク者確認用としては、令和3年1月診療分から)

②対象者数

合計で約10,000人（予定）

③送付内容

- ・A-1 健診異常値放置者受診勧奨通知
- ・A-2 健診異常値放置者受診勧奨通知（脳梗塞・心筋梗塞履歴者注意喚起）
- ・B 糖尿病性腎症に係る健診異常値放置者受診勧奨通知

(2) 生活習慣病治療中断者への医療機関受診勧奨

①抽出対象

生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）に係るレセプトがあるが、治療を中断している（定期的な治療（投薬・検査）が途絶えている）被保険者。

○生活習慣病治療中断者として抽出された者のうち、心筋梗塞、狭心症、脳梗塞、一過性脳虚血発作、心房細動及び心房粗動に係る既往歴若しくは抗血栓薬の投薬履歴があるものには、より強い注意喚起のメッセージを入れる。

●がん、精神疾患、難病等に該当する被保険者を除く。

【対象データ】

レセプト電子データ	令和3年1月～令和4年5月診療分（17か月）
-----------	------------------------

②対象者数

約7,000人（予定）

③送付内容

- ・C-1 生活習慣病治療中断者受診勧奨通知
- ・C-2 生活習慣病治療中断者勧奨通知（脳梗塞・心筋梗塞履歴者注意喚起）

3 発送予定

令和4年7月6日（水）健診異常値放置者への医療機関受診勧奨通知 発送

令和4年9月7日（水）生活習慣病治療中断者への医療機関受診勧奨通知 発送

4 問い合わせ対応

送付物に関する被保険者等からの問い合わせについては、委託事業者（日本システム技術株式会社）設置のサポートデスクで対応する。

■本事業関連のサポートデスク

0120-542-203 【健診異常値放置者あて受診勧奨通知】

開設予定期間：発送日翌日～10月7日（金）

受付時間：午前9時～午後5時

5 効果分析等

令和4年度中に通知の効果分析（通知発送後の医療機関の受診状況）の分析を実施する。

また、令和3年度10月に実施した健診異常値放置者への医療機関受診勧奨事業（2回目）についても令和4年度に実施する。

4 都薬会発第 229-1 号
令和 4 年 9 月 3 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 永田 泰造

「感染防御と栄養」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、(株)薬事日報社が発行する「感染防御と栄養」を下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

本書は、COVID-19 をはじめとする感染症の種類やメカニズム、生体防御機構などについて、免疫、運動、常在細菌、栄養状態・栄養素、食品の機能など様々な視点から各専門家が解説している、との事です。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

1. 名 称 : 「感染防御と栄養」
2. 発 行 : 株式会社 薬事日報社
3. 判 型 : A5 判、127 頁
4. 価 格 : 定 価 1,870 円(税込)
会員価格 1,680 円(税込)
5. 送 料 : 地区薬剤師会宛 無 料
個人・薬局宛10冊未満 550円
個人・薬局宛10冊以上 無 料
6. 申 込 先 : 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当
7. 申込方法 : FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)
8. 送金方法 : 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

4 都薬会発第 229-2 号
令和 4 年 9 月 3 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「保険薬事典プラス 令和 4 年 8 月版」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)じほうが発行する「保険薬事典プラス 令和 4 年 4 月版」を会員向け
斡旋書籍としておりますが、この度同社より「令和 4 年 8 月版」が発刊されましたので引き
続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げ
ます。

記

- 1.名 称 : 「保険薬事典プラス 令和 4 年 8 月版」
- 2.発 行 : 株式会社 じほう
- 3.判 型 : A5 判 約 1,090 頁
- 4.価 格 : 定 価 5,060 円(税込)
会員価格 4,550 円(税込)
- 5.送 料 : 地区薬剤師会宛 無 料
個人・薬局宛10冊未満 550円
個人・薬局宛10冊以上 無 料
- 6.申 込 先 : 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当
- 7.申込方法 : FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)
- 8.送金方法 : 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局
にて払込送金をお願いいたします。

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

4 都薬会発第 229-3 号
令和 4 年 9 月 3 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「ジェネリック医薬品リスト 令和 4 年 8 月版」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、(株)じほう発行の「ジェネリック医薬品リスト 令和 3 年 8 月版」を斡旋しておりますが、この度同社より、「令和 4 年 8 月版」が発刊されました。引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたのでご案内申し上げます。

価格、送料は前版と変更ございません。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- | | | |
|-----------|--|-------------|
| 1.名 称 : | 「ジェネリック医薬品リスト 令和 4 年 8 月版」 | |
| 2.発 行 : | 株式会社 じほう | |
| 3.判 型 : | A5 判 、642 頁 | |
| 4.価 格 : | 定 価 | 3,740 円(税込) |
| | 会員価格 | 3,300 円(税込) |
| 5.送 料 : | 地区薬剤師会宛 | 無 料 |
| | 個人・薬局宛10冊未満 | 550円 |
| | 個人・薬局宛10冊以上 | 無 料 |
| 6.申 込 先 : | 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当 | |
| 7.申込方法 : | FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359) | |
| 8.送金方法 : | 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて
払込送金をお願いいたします。 | |

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

地区薬剤師会
東京都薬剤師会
(いずれかを○で囲って下さい)

御 中

幹旋図書 申込書

4 都薬会発第 229 号【4 年 9 月版】

★上記薬剤師会のいずれかにお申し込み下さい。(申込先によりご負担いただく送料が異なります 送料欄参照)

申込年月日		年 月 日
書籍届け先	薬局名 又は 地区薬剤師会名	※ 地区薬剤師会が一括申込をされる場合は地区名のみご記入ください
	住 所	〒 _____ ※地区薬剤師会事務局の場合は記入不要
請求先住所		〒 _____ ※上記と同じ場合は記入不要
T E L		()
F A X		()
御担当者氏名		

該当書籍並びに別送いたします請求書の到着まで、このお申込書は大切に保管願います。

No.	出版社名	書 籍 名	幹旋価格 (消費税込)	+ 送料(税込)	部数
1	薬事日報社	感染防御と栄養 (定価 1,870 円)	1,680	地区薬 薬局・個人 〃 10 冊以上 無 料 550 円 無 料	
2	じほう	保険薬事典プラス 令和4年 8 月版 (定価 5,060 円)	4,550	地区薬 薬局・個人 〃 10 冊以上 無 料 550 円 無 料	
3	じほう	ジェネリック医薬品リスト 令和 4 年 8 月版 (定価 3,740 円)	3,300	地区薬 薬局・個人 〃 10 冊以上 無 料 550 円 無 料	
4					
5					

※ 他の幹旋刊行物につきましては『日本薬剤師会雑誌』掲載の“日薬刊行物等のご案内”欄をご覧ください

★申込は、所属の地区薬剤師会事務局 もしくは下記の東京都薬剤師会事務局までお願いします。

問合せ先：事務局 薬局業務課・書籍担当
公益社団法人 東京都薬剤師会
TEL 03(3294)0271